

商標スキャナー利用料金規程

第1条（目的）

1. 本規程は、商標スキャナー（以下、「本サービス」という。）の利用に際し、商標スキャナー利用規約（以下、「利用規約」という。）で定める本サービスの利用契約者（以下、「利用契約者」という。）が一般財団法人日本特許情報機構（以下、「J a p i o」という。）に対してお支払いいただく料金（以下、「利用料金」という。）について定めたものです。
2. 利用契約者は本規程に従うものとします。また、本規程の変更、効力の発生および消滅に関しては、利用規約に準ずるものとします。
3. 本規程に定めのない事項については、利用規約に従うものとします。

第2条（支払方法）

1. 利用契約者は第3条で規定する本サービスの利用料金を請求書発行日の翌月末までに請求書に記載された方法でJ a p i oにお支払いいただきます。なお、振込手数料は利用契約者の負担とします。
2. J a p i oは、利用契約者からの支払いが定められた期日までになされなかったときは、支払い遅延日数に応じ、法の定める率により遅延利息を利用契約者に請求することができるものとします。

第3条（本サービスの利用料金）

1. 本サービスの利用料金は別紙の通りとし、利用契約者は月毎に本サービスの利用料金をJ a p i oにお支払いいただきます。なお、契約月に年額一括のお支払いも可能です。
2. 利用料金は、本サービスの利用者に事前に通知することにより、変更することがあります。

第4条（消費税・地方消費税及びその他賦課される税）

1. 第3条に定めた利用料金には、消費税・地方消費税及びその他賦課される税に相当する額は含まれておらず、請求時に別途、法律の定める各税率を乗じた額を加算するものとします。

附則

- 1 本規程は2026年9月1日から適用します。

「商標スキャナー利用料金規程第3条別紙」

2026年 9月 1日適用
一般財団法人日本特許情報機構

1. 利用料金

(1) 利用料金は、IDごとの月次料金です。

ただし、「商標スキャナー利用規約」第6条の規定により、利用契約は年間契約となります。

(2) 月次の利用料金（税別）は以下のとおりです。

利用料金／月	5,000 円／ID
--------	------------

(3) ただし、契約ID数が3ID以上である場合は、契約ID数に応じて、以下の利用料金／月（税別）を適用します。

3～4ID	4,500 円／ID
5～9ID	4,000 円／ID
10ID～	3,500 円／ID

※1 契約期間の途中でIDを追加した場合、追加後の契約ID数に応じて（2）及び（3）の区分・単価を適用します。追加により生じる差額は、追加日から次の応当日の前日までの期間について、契約開始日を起算日とする当該1か月（応当日から次の応当日まで）の実日数により日割計算した額を、当月分に加算して請求します。年額一括払いの利用契約者については、追加日から契約満了日（次の契約更新日の前日）までの残期間について、年額を当該契約期間の実日数により日割計算した差額を請求します。

- ※2 契約期間の途中でIDを減少させる場合、減少後の契約ID数に応じた区分・単価の適用は契約更新日から行うものとし、契約期間の中途における減少分に係る利用料金の返金はありません（利用規約第20条第5項）。
- ※3 年額一括払いの場合の年額は、上記により算定した月次の利用料金の1.2倍に相当する額とし、割引その他の優遇は付しません。

2. その他

月次の利用料金は、利用開始日を含む月から発生します。課金の単位となる1か月は、契約開始日を起算日とし、その各月の応当日を区切りとする期間（応当日から次の応当日の前日まで）とし、暦月（月初から月末まで）を単位とするものではありません。契約期間の満了・更新の場合には、開始月及び終了月を含め各月がそれぞれ1か月分となるため、日割りは生じません。利用規約第27条により利用契約が終了した場合その他日割り又は返金を要する場合の利用料金又は返金額は、当該1か月の実日数により日割計算した額とします。

以 上